第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

わが国の少子高齢化は世界的にも類のない速さで進み、いわゆる団塊の世代が後期 高齢者となる 2025 年に向けて、高齢化は一層進展すると推測されます。置戸町におい てもすでに高齢化率が 42%を超え、全国平均の約 27%と比べても大きく上回る状況と なっています。

このような中、平成26年度には社会保障と税の一体改革の中で、介護保険制度の見直しが行われ、限られた医療・介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保するため、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービスの充実など、「地域包括ケアシステム」の構築を一層進めることとされています。

今後さらに、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まいの5つのサービスを一体的に提供していくという「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、本町においても、予防を重視したサービスの展開、支援や介護を必要とする高齢者等への対応、高齢になっても介護を必要としない心身ともに健康な高齢期を過ごせるための対策に視点をあてた体制を構築する必要があります。

「置戸町高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の実施状況や平成29年に 実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ等調査」や「在宅介護実態調査」の結果、 日頃の相談等から把握されたニーズや地域の特性を踏まえ、「置戸町高齢者保健福祉計 画・第7期介護保険事業計画」を策定します。

第2節 計画の法的根拠

1 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8、介護保険法第117条の規定に基づく各計画 を一体的に策定しています。

2 他の計画との関係

本計画は、次の諸計画と整合性を図りながら策定しています。

(1) 置戸町の計画等

- ①第5次置戸町総合計画(平成22年度~平成31年度)
- ②第2期置戸町健康増進計画(平成28年度~平成37年度)
- ③第3期置戸町障がい者計画(平成29年度~平成33年度)

- ④第5期置戸町障がい者福祉計画(平成30年度~平成32年度)
- ⑤置戸町まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年度~平成31年度)
- ⑥置戸町住生活基本計画(平成30年度~平成39年度)
- ⑦置戸町公営住宅等長寿命化計画(平成30年度~平成39年度)

(2) 北海道の計画

①北海道高齢者保健福祉計画·介護保険事業支援計画

(平成30年度~平成32年度)

②北海道医療計画7次計画(平成30年度~平成35年度)

第3節 計画策定における推計及び整備目標値の考え方

第7期計画は、団塊の世代が後期高齢者となる平成37(2025)年に向けて、第5期から開始した地域包括ケアシステムの実現への方向性を継承し、第7期以降の高齢化のピーク時の目指すべき姿を念頭に事業計画を作成します。

本計画の作成においては、第6期計画の進捗状況を分析・評価するとともに、高齢者の実態、サービス利用に関する意向やその他の状況を勘案した上で、平成30年度から3年間のサービス必要量を推計します。

また、人口の高齢化が加速する中で、本町における要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、マンパワーの充実はもとより、利用者のニーズに対応したサービスが充分に供給できるよう必要なサービス量を見込みます。

第4節 介護保険制度改正点について

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、自立支援と要介護状態の重度 化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配 慮し、介護、医療、生活支援、介護予防の充実を図ることとされています。

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

- (1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ①国から提供されたデータを分析し、介護保険事業支援計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ②財政的インセンティブの付与の規定の整備
- ③地域包括支援センターの機能強化
- ④居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与を強化
- ⑤認知症の人の視点に立った施策の推進

(2) 医療・介護の連携の推進等

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設(介護医療院の創設)
- ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ①高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける
- ②障害者支援施設等を退所後、介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し (障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。)

2 介護保険制度の持続可能性の確保

- (1) 利用者負担の見直し
- ①2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする
- (2) 介護納付金への総報酬割の導入

3 介護給付費の負担割合の変更

第2号被保険者の負担割合の改正に伴い、第1号被保険者の負担割合が次のと おり変更となります。

前々回改正 前回改正 今回改正

第 1 号被保険者 21% → 22% → 23%

第2号被保険者 29% → 28% → 27%

4 地域支援事業の負担割合

第2号被保険者の負担割合の改正に伴い、次のとおりの負担割合が変更となります。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

前々回改正 前回改正 今回改正

第1号被保険者 21% → 22% → 23%

第2号被保険者 29% → 28% → 27%

(2)包括的支援事業・任意事業

第 1 号被保険者 21% → 22% → 23%

 \exists 39.5% \rightarrow 39.0% \rightarrow 38.5%

都 道 府 県 20% → 19.75% → 19.25%

市 町 村 20% → 19.75% → 19.25%

介護保険事業計画の全体概要



65歳以上の高齢者

今は、介護を必要としていない高齢者

介護や支援を必要としている高齢者



※ 介護予防サービスを必要とするかを 調査します。

要介護認定

要介護状態区分の審査

+ 状態の維持または改善の可能性の審査

自立した 生活が送れて いる人

要支援者

(要支援1・2)

要介護者

(要介護1~5)

地域包括支援センター

包括的・継続的に介護予防マネジメントを行います。

地域支援事業

- ○包括的支援事業
- ○任意事業

予 防 給 付

- ○介護予防在宅
 - 施設サービス

介護給付

- ○在宅サービス
- ○施設サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

○一般介護予防事業



要介護・要支援状態になることを防ぎます

介護状態の重度化を防ぎ ます

自立した 生活が送れて いる人 要支援・ ○
 要介護状態に
 なるおそれ
 のある人

要支援者

(要支援1・2)

要介護者

(要介護1~5)

第5節 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、本町に在住している 65 歳以上の高齢者のうち介護保険要介護認定を受けていない方と、要支援・要介護認定を受けている方を対象に無作為抽出により、平成 29 年 6 月に「置戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、日頃の健康状態や生活習慣の把握、本町の保健福祉施策や介護保険サービスに関する意向等の実態把握を行いました。さらに、要介護認定を受けている方のうち在宅で介護サービスを利用されている方の在宅生活の継続と家族等介護者の状況把握を目的に実施した「置戸町在宅介護実態調査」をあわせて基礎資料とし、保健・医療・福祉の関係者、学識経験者及び各種団体関係者等、17 名を委員とする「置戸町介護保険事業計画策定等委員会」において、計画策定に関する審議を重ねました。

本町に暮らす高齢者が安心して生活することを目指し、高齢者に関する施策を総合的に推進するため、介護保険事業計画と高齢者保健福祉計画を一体のものとして策定し、今回の見直しにおいても、高齢者福祉全般について検討しました。

■置戸町介護保険事業計画策定等委員会の開催状況

| 回 数 | 年 月 日 | 内容 |
|-----|-------------------------|--|
| 第1回 | 平成 29 年 9月 19日(火) | ・策定委員会の設置の趣旨及び役割について (委嘱状交付) ・置戸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直 しについて ・介護保険制度の改正について ・置戸町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書 について ・置戸町在宅介護実態調査の実施結果について |
| 第2回 | 平成 29 年 10 月 30 日(月) | ・置戸町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画 (現計画)の進捗状況について ・「介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を 確保するための基本的な指針(案)」の主な改正内 容について ・第7期介護保険事業計画における介護サービス見 込量(中間値)について ・第7期計画策定に向けての検討事項提案・意見交 換 |
| 第3回 | 平成 29 年 12 月 26 日(火) | ・置戸町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 (素案) について |
| 第4回 | 平成 30 年 1月 30 日(火) | ・置戸町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について |

第6節 計画推進の期間及び点検体制

1. 計画の期間

本計画は、第7期計画以降の高齢化のピーク時の目指すべき地域包括ケアシステムの整備を図っていくための計画として位置づけ、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。

2. 策定後の点検体制

計画の進捗状況及び基盤整備状況を毎年度、地域ケア全体会議等の各種会議で状況報告するとともに点検していきます。

